

# 会 議 録

会議の名称	第54回静岡市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年6月6日（月） 午後2時から
会 場	静岡市役所 本館4階 44会議室
出席者	<p>1 出席委員（7人／10人） 小谷委員、藤田委員、深澤委員、山内委員、鈴木委員、櫻井委員、前田委員</p> <p>2 事務局兼実施機関 総務局総務課長 岩田智穂 同課係長 小泉典子 同課主査 平野玲央</p> <p>3 傍聴人 1人</p> <p>4 報道 なし</p>
議題及び 結 論	<p>1 会長互選 小谷委員が会長となった。</p> <p>2 職務代理者の指名 小谷会長から小西委員が指名された。</p> <p>3 議事案件 個人情報保護法改正への対応について (1) 開示請求の手数料 改正法移行後も現行静岡市個人情報保護条例と同様とする方針を承認した。 (2) 開示、訂正及び利用停止請求の決定期限 改正法移行後も現行静岡市個人情報保護条例と同様とする方針を承認した。</p>
審議概要	<p>1 会長互選 藤田委員が小谷委員を推薦し、小谷委員を含む出席委員全員が同意した。</p> <p>2 職務代理者の指名 小谷会長が小西委員を指名した。</p> <p>2 議事案件 個人情報保護法改正への対応について</p>

**【説明要旨】**

- (1) これまで各自治体で個別に運用されてきた個人情報保護制度が法の下に一元化されること。
- (2) 改正法移行後は、自治体に個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられること。
- (3) 改正法移行後は、行政機関等匿名加工情報制度の運用が開始されること。
- (4) 改正法移行後は、法に基づいて個人情報保護制度を運用することとなるが、自治体は、法において条例で定めることとされていること、定めることを許容されていることに限って、条例を整備する必要があること。
- (5) 条例整備に当たっては、市民に影響のある開示請求にかかる手数料と開示等決定までの期限について先行して検討する必要があること。
- (6) 改正法移行後も手数料については無料、期限についても現行と同じとしていきたいこと。
- (7) 改正法が施行される令和5年4月1日までに条例を整備する必要があるため、9月末までに条例骨子案について審議会から答申を受け、10月頃からパブリックコメントを実施し、これらの結果を踏まえて、令和5年2月議会に条例議案を上程予定であること。

**【発言要旨】**

1 個人情報保護法改正の概要について

(小谷会長)

総務課から「個人情報保護法改正の概要」について説明がありましたが、御意見、御質問等をお願いします。

(山内委員)

私は、民間事業者ですが、大量の個人情報を扱っていて、その中には、非常にセンシティブな情報もあります。こうした個人情報の取扱いについて、民間事業者なので、ユーザー、市民、マーケットに対してどういった状況が「保護」として認められるのか、ということをよく話し合います。

行政に関しては、先ほど説明があったように、法の下にルールの一元化が図られていくわけですが、「個人情報」の定義はあるのですが、その保護といったときに、どういう状態に置かれたものを「保護されている」と考えるのでしょうか。これに関しては今まで議論があったものなのか、それとも今後議論する話なのか。その点について教えていただきたいです。

法律的な観点から見ての保護ということもありますし、民間だとマーケットとの関係ということもあります。極端なこと言うと、民間の場合は漏れてしまった場合ということも想定していますが、「漏れた」という状況下においても社会的な了解が得られる、というのも一つ大事な部分ではあります。

しかしながら、行政の場合は、なかなかそうはいかないとは思いますが、いずれにせよ現状における静岡市の個人情報の保護とは、どのような状態を指しているのか教えてください。

(会長)

総務課から回答をお願いします。

(総務課)

本市では、様々な形態、形式で多くの個人情報を扱っています。保護の状態というのは、例えば、税であれば税、戸籍情報であれば戸籍というように、実際にはそれぞれの個人情報の性質や内容、重要性などから判断して、それに適した管理、セキュリティの確保を行っております。

したがって、この場で個別の個人情報保護の取扱いについてお伝えすることはできませんが、大原則として、現行の静岡市個人情報保護条例では、まず第5条において「一般的制限」として、「実施機関は、個人情報の取扱いをするときは、その利用の目的をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。」としています。

次に、条例第8条の「収集の制限」です。「個人情報を収集するときは、利用目的その他市規則で定める事項を明らかにして本人から直接収集しなければならない。」としています。例えば、本日、私から数人の委員に報酬支払のために口座情報等をお伺いしています。

これも当然、個人情報の収集に当たりますが、その際に、「会計処理に使用させていただきます」といった案内をしたうえで収集させていただいたと思いますが、正にこの規定に則ったものになります。

次に、条例第9条の「利用の制限」です。「実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用をしてはならない。」としています。

例えば、私たち総務課の業務で、他部署である税部局が保有する税情報を使用したい、といっても、それは原則として認められないということです。税の情報は、あくまでも静岡市の税行政において使用されるもので、別の事業において使いたいといってもそれは認められない、ということルール化しています。

次に、条例第10条の「提供の制限」です。「法令等に定めがある場合を除いて、利用目的以外の目的のための実施機関以外の者へ保有個人情報の提供をしてはならない。」としています。これは規定のとおりですが、静岡市以外の自治体や民企業に市が保有する個人情報を提供することを制限しています。

最後に、条例第11条の「オンライン結合の制限」です。これは聞き慣れない言葉かもしれませんが、例えば、静岡市と焼津市の間でシステムを使って個人情報をやり取りすることを制限しています。

本市においては、現状としてこのような取扱いを条例で定め、個人情報の保護を確保しています。

なお、改正法移行後においても同様の規定があるため、同様の保護水準が確保されます。

(会長)

ありがとうございます。

最初の条例が作られたのが1980年代くらいでしたでしょうか。全国各地で個人情報保護条例が作られていったわけですが、その内容としては、とにかく個人情報を守る、目的以外に使わない、というようなことで続いてきました。

しかしながら、今回の法改正で、ある意味において180度方向転換があり、守る部分は守っていくけれども、個人を特定できる情報を排除したうえで、ビッグデータといいますか、例えば、この辺にこういう人が何人ぐらい住んでいるとか、静岡市にはこういう属性の人がこのくらいいる、というような形式のデータを外部に提供、利用できるようにするというのが、国としての大きな方向性ということになります。

これは、もう国としての決定事項なので、自治体としてはその流れを止めることは許されないということが、今回お配りいただいているガイドラインにも書かれているということになります。

この審議会としても、従来のとにかく守るという姿勢から、利用していく、という矛盾した状況にどう向き合っていくのが問題となるわけですが、国は、利用の流れを止めてはいけないということを自治体に対して命じてきていますので、その中で、実は、自治体、そして審議会としてできることは極限られているわけです。

保護だけに重点を置けないという、なかなか難しい状況にあるということもあ  
ると考えます。

(山内委員)

もう1点、私みたいな民間事業者としては、「相互理解」と「教育」という部分  
が気になります。

つまり、相互理解というのは、個人情報をいただくに際して、例えば、私がスポ  
ーツイベントを開催するとなると、血液型だとか、かなり機微な情報までいただく  
わけですが、それは、やはり、相互理解として何を目的としていただくのか、渡す  
のか、という理解があって初めて成立するわけです。

つまり、個人情報保護は情報発信とセットになっているべきだと思います。

保護しているから良いのではなく、情報公開あつての保護の理解になってくるは  
ずです。

後は、民間だと、こういう風に教育しています、ということアピールします。

それで、例えば自治体のホームページを見ても、個人情報保護に関してプライバ  
シーポリシーというものがありますが、横浜市もあつて浜松市もありますけど、静  
岡市にはありません。

つまり個人情報をどうやって取り扱うかをウェブ上では公開してないわけです。

例えば、今までは不要だったことが、今回の法改正で必要となる部分があるとす  
れば、そういう視点で検討していきたいです。

(会長)

「情報公開」とは、恐らく行政の説明責任という意味かと思われすがいかがで  
しょうか。

(山内委員)

そうです。

(会長)

個人情報保護制度における行政の説明責任の重要性ということで理解しました。

他に、御意見、御質問はありますか。

(前田委員)

改正の概要④で「個人情報ファイル簿の作成」について「1,000人以上等」とい  
う記載がありますが、静岡県個人情報保護条例施行規則第3条により、今までは100  
人以上の個人情報ファイルを登録、公表してきたと思います。改正法移行後におい  
ては、1,000人未満の個人情報ファイルの登録、公表義務はなくなってしまうので  
しょうか。

(総務課)

確かに、法においては1,000人以下の個人情報ファイルは公表の対象外となっ  
ていますが、個人情報保護委員会から示されているガイドラインやQ&Aを見ると、  
1,000人以下の個人情報ファイルを公表すること自体は妨げないとの見解が示され  
ていたと思います。

この辺りは、条例で整備するというよりは、運用面になってくると思いますが、  
引き続き本市のこれまでの取扱いを継続するにあたって、矛盾がないように条例整  
備したいと考えております。

## 2 開示請求の手数料

(会長)

先ほどの質疑で、個人情報保護という大きなテーマの話も出てきましたが、実際  
に今回条例で規定できる事項というのは、極々限られています。

その中でも条例で定めなければならない事項、とりわけ、市民への影響が大きい

ものをまず一番に確定させていかないとならないと理解しています。

総務課からは、手数料に関しては、これまでも無料、改正法移行後も無料ということで説明がありましたが、この点に関しまして意見はありますか。

賛成しますということでも結構です。質問ということでも結構です。

(前田委員)

無料という考えに賛成します。ちなみに、有料とした場合には、対象となる例規一覧にある、「(15) 静岡市手数料条例」に組み込むことになるということでしょうか。

(総務課)

「手数料条例に組み込むのか」という質問をいただきました。

基本的に、静岡市の手数料については、手数料条例の中で規定されていますが、自己情報の開示請求にかかる手数料については、現行の個人情報保護条例の中で無料とすることを定めています。

したがって、改正法移行後も整備する個人情報保護に関する条例の中で規定することとなると思いますが、実際の決定においては市の法務部門や財政部門との調整になると考えます。

(会長)

ありがとうございました。次に、山内委員をお願いします。

(山内委員)

今までどれくらい請求があったのかというデータがあれば教えてください。

加えて、どのような内容の請求があるのかも教えてください。そもそも行政に自己情報の開示を求める目的がイメージできていません。

(総務課)

自己情報の開示請求の件数については、例年、80～90件程度となっています。

開示請求自体が開示請求の目的は問うものではないので それぞれ何のために請求しているのかは、必ずしも明らかではありませんが、「第三者から住民票を請求された事実がわかる公文書」や「市役所の採用試験や教員の採用試験の結果」についての請求が割合としては多いと思います。

しかしながら、自己情報の開示請求については、一つのテーマに偏っているわけではなく、おそらく自身の関係する訴訟で用いようとするものなど、請求内容は様々であるというのが私の印象です。

(山内委員)

ありがとうございます。

(会長)

私からも一つ確認です。ここで言う請求にかかる手数料というのは、請求をして例えばこれが開示されてきた。これを見せてもらうことに係る手数料であって、そのコピーを貰うとなると、それは手数料とは違う別の料金がかかるという理解でよいでしょうか。

(総務課)

そうです。写しの交付については、手数料ではなく、実費としてお支払いいただいております。改正法移行後も同様です。

(会長)

分かりました。

(前田委員)

今の点について、施行規則第24条で費用負担があり、コピー1枚につき10円というような記載になっていると思います。

最近、大量請求というのでしょうか。静岡市ではないかもしれませんが、非常に困っている事例があるということも聞きます。対策として、これまでの10円を20

円、30円にすることによって抑止していくというような議論はこれまでありましたか。

(総務課)

本市において、自己情報の開示請求に関して大量請求が問題となり、その対応について議論したことはないと思います。公文書公開制度とは異なり、対象が自己情報に限られることから、そもそも大量請求が起こりにくい制度であると認識しています。

(会長)

ありがとうございます。公文書公開制度ですと、際限なく幅広い公文書公開請求があり、対象文書が1万枚とか2万枚とか、ということもあり得ますが、個人情報については、繰り返し同じ文書を請求するというようなことはあり得るのかなとも思いますが、特段、今のところ問題はないということです。

「無料」ということで、これは市民の立場から見たところでは、現状どおりであり、かつ、本来、私たち自身に関する情報ですから、私自身の情報を自分で見たいというのに対して、手数料がかかってくるということ自体があまり情報の性質上馴染まないことかと思しますので、無料ということで皆様よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(会長)

それでは、当審議会としては当局案を承認します。

### 3 開示、訂正及び利用停止請求の決定期限

(会長)

皆様、御意見、御質問はありますか。

(山内委員)

私は、決定内容の正確性ということも重要なことだと思いますので、正確性を確保するうえで必要な期間が現行条例の期間ということであれば、改正法移行後もその期間とするということに賛成します。

(会長)

ありがとうございます。

私からも一点確認させてください。

現行条例において、期限については、複雑な事案や対象文書が多いときなど、延長が可能かと思えます。さらに、その中でもより複雑なものについては、延長期間を長くとることができることになっていると思います。

その場合、最初の期限内に延長を開示請求者に伝えることとなりますが、改正法移行後の取扱いについては、どのような想定となりますか。

(総務課)

改正法移行後も基本的に取扱いに変更はありません。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、開示、訂正及び利用停止請求の決定期限についても原案どおり現行条例と同じ期限とするということによろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(会長)

それでは、当審議会としては当局案を承認します。